

1. 入札参加資格等の緩和対策

(1) 等級要件等の緩和

- ①金額、有資格者数等に応じて、資格要件を国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」(のうち「建物管理等各種保守管理」)のA~D等級すべてに拡大。
- ②有資格者が少ない地域において「建物管理等各種保守管理」を削除し「役務の提供等」のみとする試行を実施。

(2) 業務実績要件の緩和

- ①業務実績期間を延長。10年→15年(平成22年度は平成7年度以降の実績)
- ②業務実績として認める発注者の範囲を、国、地方公共団体に加え災害対策基本法に規定する指定(地方)公共機関に拡大。
- ③特定の設備区分(電気設備、多重無線設備、テレメータ等)に限定した点検、少額業務について、指定(地方)公共機関に加え民間企業発注の業務実績を認定。

(3) 管理技術者要件の緩和

- ①試行的に学校教育法における指定学科以外の履修者に対して業務経験要件を緩和。10年→7年。
- ②管理技術者の地域制限について、主たる勤務地に加えて「居住地」も認定。
- ③管理技術者の兼務を規定業務量の範囲で認めることを明記。

2. 発注区分、入札契約手続き等における改善

(1) 発注区分の見直し

- ・予定価格が大きい点検業務等において、特定設備の分離発注を検討。

(2) 入札契約手続きの改善(落札決定時期等)

- ①履行開始までの準備期間として概ね1ヶ月を確保するため、原則2月中に落札決定。
- ②開札日の分散を調整。

電気通信施設の点検業務における応札者拡大対策について(2/2)

※青字が新たな取り組み

3. 履行環境の改善

(1) 点検の実施時期における改善

- ①点検実施時期を指定する設備は特記仕様書に規定し、それ以外の設備の点検実施時期は請負者の業務計画。
- ②点検日時は原則として職員の勤務時間内とし、勤務時間外に実施を指定する設備は特記仕様書に規定。

(2) 臨時点検・災害等支援業務の改善

- ①臨時点検・災害等支援の業務量(時間)を仕様書で規定し、それ以上となる可能性がある場合には事前に協議を実施。
- ②大規模な災害発生時等における管理技術者の代行者(補助者)として点検責任者を必要に応じて指定。

(3) 積算における改善

- ①臨時点検等における作業が夜間となる場合には割増賃金を適切に積算。
- ②点検作業における必要な機材や安全経費について適切に積算。

4. その他

- ・各地方整備局等において公表手法の工夫等応札者拡大対策を実施。
- ・電気通信施設の点検について、さらなる効率化を行うため、「電気通信施設点検基準(案)」についても見直しを実施。